

土砂災害防止法の概要について

栗原淳一*

1. 法律制定の背景

平成11年6月末の広島県等における土砂災害をはじめとして全国各地で激甚な土砂災害が発生し、尊い人命と貴重な財産が失われたことにかんがみ、建設省は省内に「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」を設置して、その恒久的な施策の在り方を検討してきたところである。

また、建設大臣は、それらの検討を踏まえ、土砂災害のおそれのある区域への住宅等の立地抑制等に関する法制度を中心に、総合的な土砂災害対策のための法制度の在り方について河川審議会に諮問し、本年2月に答申をいただいたところである。

なお、土砂災害防止法制定のこのほかの背景としては、①土砂災害が依然として全国各地で多発していること、②危険な溪流や斜面の周辺に人家が立地しているために、土砂災害危険箇所数が増加している。このため、次のような政策が必要となっている。

○危険箇所をすべて対策工事によって安全にしているのには膨大な時間と費用が必要。このため、ハード対策（土砂災害防止工事の推進）と併せて、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中でのソフト対策（警戒避難措置、立地抑制策）を充実させていくことが必要。

これらを踏まえ、建設省は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」（通称、「土砂災害防止法」）を策定し、平成12年3月14日に閣議決定された。その後、国会での審議を経て、4月18日に参議院、4月27日に衆議院とともに全会一致で可決され、成立したところである。

* 建設省砂防部傾斜地保全課課長補佐

2. 法律の概要

土砂災害防止法の概要は次のとおりである（図-1）。

既存の事業関連諸制度と相まって総合的な土砂災害対策を講じるため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する新たな法制度を講じるものである。

①土砂災害防止対策基本指針の作成

○国土交通大臣は、基礎調査や土砂災害警戒区域等の指定等に関する指針を作成する。

②土砂災害防止対策のための基礎調査

○都道府県は、土砂災害警戒区域の指定等のための対策に必要な基礎調査を実施する。

③土砂災害警戒区域の指定・警戒避難体制の整備

○都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

○関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図る。

④土砂災害特別警戒区域の指定・住宅等の立地抑制等

○都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

○開発行為の規制により、新たに住宅等が立地することを抑制する。

・許可の対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建築のための開発行為

○建築物の構造規制により、土砂災害に対する安全性の確保を図る。

- ・構造規制の対象：居室（居住、執務、作業等のための使用する室）を有する建築物
- 勧告による移転者のため、融資、資金の確保等の支援措置を講ずる。

3. 砂防三法との関係

いわゆる砂防三法（「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）は、土砂災害の原因となる土石流、地すべり、がけ崩れの発生を防止するために、砂防ダム等の対策工事を実施するほか、盛土、切土や樹木の伐採等の行為制限を実施するためのものであり、いわば土砂災害が発生する原因対策を講じるための法律といえる。

これに対し、土砂災害防止法は、災害が発生する

土地より下の地域で土砂災害が生じるおそれがある区域すなわち被害を受けるおそれがある区域を対象とし、ソフト対策を講じるための法律といえる。

4. 今後の予定

今後政令等を策定し、平成13年4月1日に施行予定である。また、本法律の成立にあわせて住宅金融公庫法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、都市計画法、国土交通省設置法の一部を各々改正したところである。

なお、本法律は建設省専管であり、土砂災害対策基本指針を定めようとするときは、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴くこととしている。

図-1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の概要

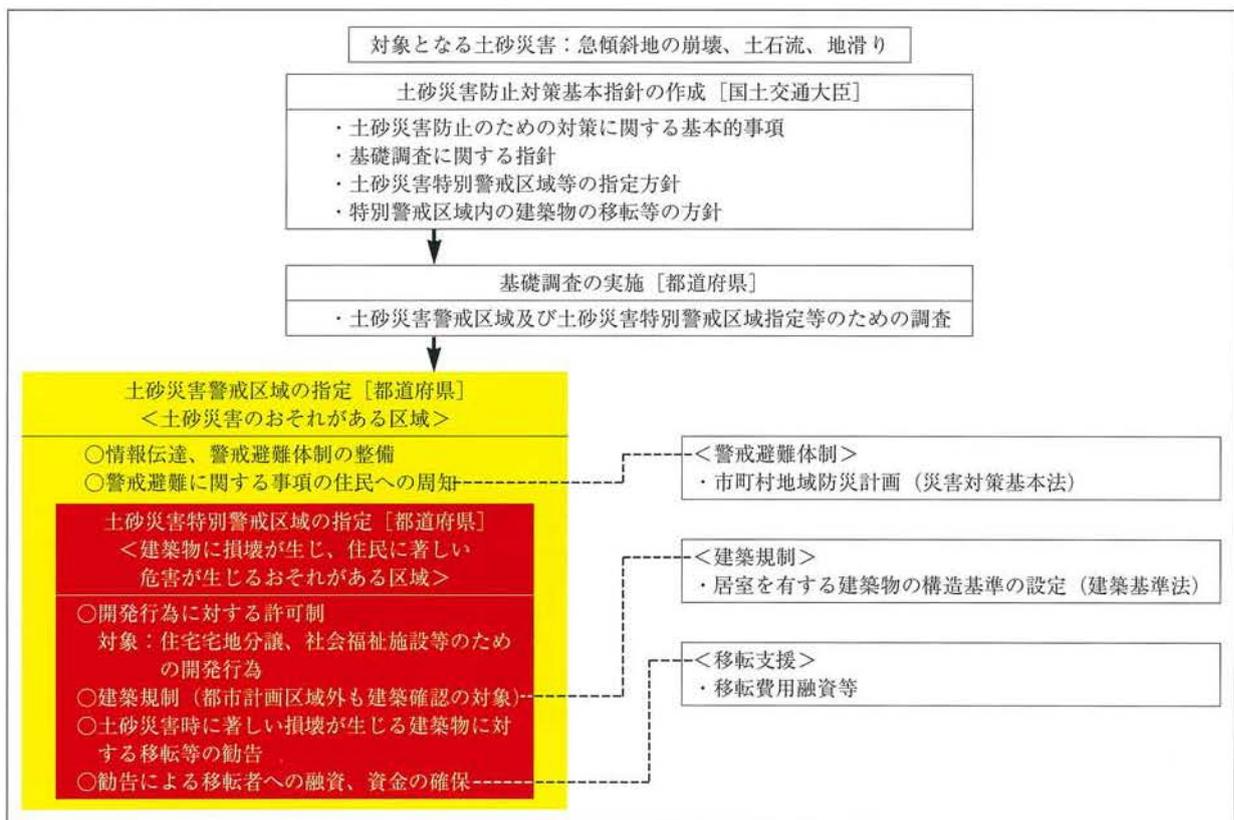


図-2 土砂災害警戒区域等の指定のイメージ

